

富里市審議会等の委員の公募に関する規則（解説付）

（趣旨）

第1条 この規則は、富里市協働のまちづくり条例（平成22年条例第9号。以下「条例」という。）第17条に規定する附属機関等の委員の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

市では、市民の皆様や市民団体、事業者など、市内で活動する皆様と市の協働によるまちづくりを推進するため、「富里市協働のまちづくり条例」（以下「協働条例」という。）を制定し、平成22年4月1日から施行することとなりました。

「富里市審議会等の委員の公募に関する規則」（以下「本規則」という。）については、協働条例第17条に基づき、まちづくりに市民の多様な意見を反映する市民参画の方法の一つとして位置づけ、制定するものです。

（定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審議会等 条例第17条第1項に規定する附属機関等をいう。
- (2) 市民 条例第2条第3号に規定する市民をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

【解説】

審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例により執行機関の附属機関として設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関のほか、要綱等により設置される協議会、懇談会等附属機関に準じる機関を含みます。

市民とは、市内に居住する者に市内で働く者、学ぶ者を加え、広く捉えています。

市長等とは、市長（富里市では水道事業管理者を置いていないため水道課も含みます。）のほか、執行機関として法律で置かなければならない委員会等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）及び市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する消防長を「市長等」として定義をしています。

(委員の公募)

第3条 市長等は、審議会等の委員(以下「委員」という。)を選任するときは、委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められている審議会等
- (2) 専門的な知識や経験等を要する審議会等
- (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報等を審議する審議会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でない認められる審議会等

【解説】

条例にも規定されていますが、市長等が附属機関等を設置するときは、委員全部又は一部を市民の公募により選任しなければならないことを規定しています。

ただし書は、本文の規定にかかわらず公募による選任が適切でないと考えられる審議会等の要件を各号として規定していますが、第4号は、裁量規定で、協働条例の理念に反しないと考えられる範囲内で例外を求めようとする趣旨です。

(公募委員の数)

第4条 公募委員の数は、次に掲げるとおりとする。

審議会等委員の定数又は上限の数	公募により選任する委員の数
20人以上	3人以上
10人以上19人以下	2人以上
9人以下	1人以上

【解説】

公募委員の最低の割合として、公募によって選任すべき人数を規定しています。この規定では公募委員の割合を最低1割として設定していますが、応募状況や審議の趣旨を踏まえて、より多くの公募委員の登用が必要と考えます。

(公募の方法)

第5条 市長等は、委員を公募しようとするときは、当該委員の公募について次に掲げる事項を市の広報紙及びホームページに掲載する方法その他市民に広く周知することができる方法により、2週間以上の期間を設け募集しなければならない。

- (1) 審議会等の名称及び設置目的
- (2) 応募資格
- (3) 募集人数及び募集期間
- (4) 任期
- (5) 報酬又は報償
- (6) 応募方法
- (7) 選考方法
- (8) その他必要と認められる事項

【解説】

委員の公募に当たっては、より多くの市民にその参画の機会があることを周知する必要があり、その方法及び内容について基本的事項を定める規定です。周知の手段として、「市広報、ホームページへの掲載」を基本とし、その他の方法については、他の広報媒体や市の掲示板における掲示、所管課の窓口での掲示、関係団体への説明等の方法も考えられます。

また、募集には十分な期間が必要なことから、2週間以上の募集期間を設けなければならないとしています。

(公募委員の応募資格)

第6条 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)の応募資格は、任期の開始日現在において、市民であるものとする。ただし、市議会議員及び市職員並びに2以上の市の審議会等の委員に公募により委嘱されている者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、審議会等の設置の趣旨、役割等を踏まえ、適宜資格要件を付加することができるものとする。

【解説】

公募により選任する委員の応募資格については、任期の開始時に市民であることとします。ここで言う市民とは、本規則第2条第2項に規定しており、市内で働く者、学ぶ者を加え、広く捉えています。

公募委員については市議会議員及び市職員は選任しないこととし、またより多くの市民が委員となることが望ましいという観点から重複選任の制限

を規定し，公募委員が兼ねることができる委員の数は2つまでとします。
第2項では，審議会の趣旨や役割によって，資格要件を加えることができることを規定しています。

(応募方法)

第7条 公募委員に応募する者(以下「応募者」という。)は，次に掲げる事項を記入した申込書，作文その他必要な書類(以下「申込書等」という。)を，市長等に提出するものとする。

- (1) 応募する審議会等の名称
- (2) 住所，氏名，電話番号，性別及び年齢(市内に住所を有しない者は，勤務先又は就学先の名称，所在地及び電話番号を含む。)
- (3) 応募理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

【解説】

応募は申込書(例1)と作文，その他の必要な書類の提出により行うべきことを規定しています。申込書に記載する具体的な事項は同条各号に規定しています。

作文については，申込書とともに提出が必要なものとして規定していますが，そのテーマについては，審議会等に関わる特定のテーマを定めたり，応募理由を作文のテーマとするなど様々な手法が考えられます。

(選考方法)

第8条 公募委員の選考は，前条に規定する申込書等による書類審査とする。この場合において，当該書類審査により公募委員を決定することが困難な場合は，併せて面接，抽選等により決定することができるものとする。

- 2 前項の選考を行うため，審議会等を所管する部署に選考委員会を設置する。
- 3 選考の結果は，選考後速やかに，応募者全員に通知するものとする。

【解説】

選考は第7条に規定する申込書と作文などによる書類審査としますが，書類審査により公募委員の候補者を決定することが困難な場合には面接や抽選などによって候補者を決定できるものとしています。

候補者を複数の視点で評価を行うため、審議会等を所管する部署に選考委員会を設けます。選考委員会の構成は第9条において、各部の長、教育次長、消防長で構成することとしています。

なお、選考については、要領や基準など（例2）を定め、公正に選考することが必要です。

選考の結果は、選考後速やかに応募者全員に通知します。（例3-1、3-2）

選考に当たっては、条例第17条第2項に則り、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用する必要があります。なお、審議会等の設置及び運営等に関する指針において、女性の登用については、女性委員の割合が30%以上になるように努めることとしています。

（選考委員会の組織）

第9条 前条第2項に規定する選考委員会は、富里市行政組織条例（平成14年条例第37号）第2条に規定する部の長、教育次長及び消防長を構成員とする。

【解説】

本規則第8条で審議会等を所管する部署に選考委員会を設ける事としましたが、ここでは、選考委員会の構成について規定しています。

（公募の特例）

第10条 公募委員を募集したにもかかわらず、次に掲げる理由により募集人数に達しなかった場合で、当該募集した人数を満たす必要がある場合は、公募によらず公共的団体等からの推薦その他の方法で委員を選任することができるものとする。

- (1) 応募がなかった場合又は募集した人数に応募者が達しなかった場合
- (2) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

【解説】

公募を実施したものの応募者がいない場合や募集した人数に達しなかった場合、応募者があったものの適任者と認められる者が募集した人数に達しなかった場合の特例を規定しています。公募によらない方法としては、公共的団体等からの推薦などの方法で委員を選任することができることとしています。

ただし、応募者がいない場合や定数に満たない場合は、公募の実施方法について検証し、再度の公募に努めることとします。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，市長等が別に定める。

【解説】

委任規定です。規則の委任規定に基づいて公募要領(応募方法や選考基準)など必要な事項について内規を設けます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員を委嘱している場合において，この規則の規定は，当該委員の任期が終了する日後新たに委嘱する委員から適用する。

(例 1)

審議会等公募委員申込書			
富里市長様		平成 年 月 日	
申込者 氏名			
下記のとおり申し込みます。			
審議会等の名称	審議会		
住 所	富里市		
電 話 番 号			
生年月日・年齢	年 月 日(歳)	性別	男 ・ 女
勤務先又は学校	(市内に住所のない方は必ず記入してください) 名称 所在地 電話番号		
公募委員の経験			
応募理由	応募される動機や理由を簡潔に記載してください。		

「公募委員の経験」欄は、本市での公募委員の経験の有無や内容についてご記入ください。
記入スペースが足りない場合には、別紙(様式は問いません。)に記入し、添付してください。
この申込書に記載された事項は、この応募以外の目的には使用いたしません。

(例 2)

富里市 審議会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、富里市審議会等の委員の公募に関する規則（平成 22 年規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、富里市 審議会の公募委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数（規則第 4 条関係）

公募により選任する委員の数は 人以内とする。

3 公募の方法（規則第 5 条関係）

公募は市広報、ホームページにより周知する。

4 公募委員の応募資格（規則第 6 条関係）

- (1) 18 歳以上の者（平成 2 年 4 月 2 日までに生まれた者）で、応募日現在で市内に在住、在勤又は通学している者
- (2) 継続して富里市 審議会に出席できる見込みのある者
- (3) 応募日現在で富里市の他の審議会等の公募委員を 2 以上委嘱されていない者
- (4) 富里市の職員及び議会議員でない者

5 応募方法（規則第 7 条関係）

応募者は、審議会等公募委員申込書に「わたしの考えるまちづくりについて」をテーマとしたレポート（任意様式 800 字以内）を添えて行う。

6 選考方法（規則第 8 条・第 9 条関係）

公募委員を選考するため、富里市 審議会公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長、教育次長及び消防長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、 部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ、委員長が召集する。
- (5) 選考委員会の事務は、 課において処理する。

7 選考基準

公募委員は、次の基準により選定する。

基準							
<p>選考委員が応募者の応募書類について審査し、富里市 審議会に適合する意見を持つものの中から、表1の評価項目に従い3段階で採点し、併せて表2で男女比率、地域、年齢、同一団体への所属など構成の均衡に配慮し決定するものとする。</p>							
表1							
評価対象項目						点数	
応募申込書							
1 住民活動の経験、応募の動機等						3 2 1	
作文							
2 問題意識の高さ		富里市の現状を把握し、問題意識を持っているか				3 2 1	
3 独創性		新たな視点でのまちづくり方策が盛り込まれているか				3 2 1	
4 建設的な意見		実現可能性がある意見であり、その根拠が感じられるか				3 2 1	
5 目標		目標が明確であり、内容が具体的か				3 2 1	
合計点						/15点	
(配点基準) 3点 優れている 2点 普通 1点 劣る							
表2							
応募者	男 性			女 性			選考結果
	年齢	地区	表1の 得点	年齢	地区	表1の 得点	

8 選考結果の通知（規則第 8 条関係）

選考結果は，応募者全員に通知する。

(例 3-1 採用の場合)

富里市 審議会委員選考結果通知書

年 月 日

様

市長等執行機関の長

富里市 審議会委員選考結果について

の候 貴殿におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。

また、先般は富里市 審議会委員に応募いただき、ありがとうございました。

提出された応募申込書及びレポートを参考に平成 年 月 日に富里市 審議会公募委員選考委員会を開催し、あなたを平成 年 月 日付けで富里市 審議会委員として採用することに決定いたしましたので、通知します。

なお、委嘱状の交付及び第 1 回目の富里市 審議会の会議を 月 旬頃を予定しております。日程については、詳細が確定しだい別途ご案内申し上げます。

問合せ先
富里市 部 課 班
担当：
電話：0476-93-1111
内線 ×××

必ず問い合わせ先を入れること。

(例 3-1 不採用の場合)

富里市 審議会委員選考結果通知書

年 月 日

様

市長等執行機関の長

富里市 審議会委員選考結果について

の候 貴殿におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。

また、先般は富里市 審議会委員に応募いただき、ありがとうございました。

提出された応募申込書及びレポートを参考に平成 年 月 日に富里市 審議会公募委員選考委員会を開催したところ、誠に残念ではございますが、採用には至りませんでした。

今回の選考にあたっては、残念な結果となりましたが、今後とも、富里市の発展のためにご協力いただきたくお願い申し上げます。

問合せ先		
富里市	部 課	班
担当：		
電話：0476-93-1111		
内線 ×××		

必ず問い合わせ先を入れること。